

(3) - 3 事故等への対応方法

予防対策

両公園及び周辺で発生する可能性のある事故・傷病としては、交通コーナーやちゃびちゃび広場、遊戯広場の利用者の転倒・転落事故、駐車場内での事故、火災や地震等の災害による転倒・転落事故に加え、枝等の落下物による被災、ダニ等の生物を媒介とする感染症等の病気の発生が想定されます。

① 情報収集と共有

- a 事故情報や事故の予防に関する情報は、国、道及び札幌市からの通知をしっかりと確認するとともに、インターネット上やマスコミの情報を収集し、両公園に係る場合には、それらの情報を分かりやすくホームページや園内に掲示し、事故の未然防止に努めます。
- b 台風のように、進路や時間の経過によって状況が大きく変化する事態に関しては、気象情報、札幌市危機管理対策室の発信情報等を収集し、園内の被害を最小限に抑えるよう努めます。
- c 公園内で予想される危険についての情報を掲載したハザードマップを作成し、ホームページのほか、園内掲示板に掲示して利用者に周知しています。また、ハザードマップの内容更新に際しては、施設利用者の利用形態や声を積極的に反映させます。
- d 両公園はもとより、当協会が管理する他公園でのヒヤリ・ハット事例集も共有・活用し、維持管理作業や利用者の案内等に反映させ、安全・安心の確保に努めます。

② 巡視点検等による早期発見・改修

- a 日常の巡視点検で、屋内施設、自転車貸出所等の建物や、遊具広場等の設置工作物等の状態を確認し、破損箇所や異常箇所の早期発見に努めます。
- b 遊具等は、日々の点検で状態を確認するほか、スタッフによる月 1 回の定期点検を実施します。また、春（4月）・夏（7月）の年2回、遊具点検有資格者により精密点検を実施するなど、利用者の安全確保に努めます。
- c 施設の修理・改修が可能な場合は直ちに行い、大規模な改修等が必要な場合は札幌市に報告・協議し、必要に応じて使用禁止・立入禁止等の措置を講じて、利用者の安全を確保します。
- d 台風による強風、地震や降雪等による被災を最小限に抑えるため、事態の正確な把握や、園内と施設の状況確認、危険箇所の早期発見に努めます。
- e 公園内で不審物を発見した場合は、必要に応じて警察、消防等に連絡し対処します。
- f 大雨警報が発令された際には、屋内広場アリーナへの浸水に備え機械格納庫・非常口に土嚢を設置し排水ポンプを準備します。

③ 連絡体制の確立

- a 「緊急時連絡系統及び対応フロー」の内容をスタッフに周知し共有を図ります。このことにより、札幌市、管轄の警察・消防、近隣病院、電気・水道・下水などの関係機関や修理関連事業者等に対し、迅速な連絡・支援要請が行える体制を整えます。
- b 大規模な事故又は災害の発生時には、「緊急連絡網」や電子メール等によりスタッフが迅速に参集し、対応します。

④ 諸機材等の配備

- a 当公園管理事務所に AED と担架・救急箱の救護備品のほか、ラジオ・懐中電灯・水・電池・消火器・コーン・ロープ・無線機・拡声器等を配備します。これら備品の設置場所や保管場所、緊急連絡先として公園管理事務所の電話番号を掲示し、必要時に公園スタッフだけでなく、公園利用者も迅速に対応できるよう万全を期します。また、備品・機材は定期的を確認します。
- b 広域避難場所に指定されている当公園では、災害時に飲料品を無料配布できる自動販売機の設置を飲料メーカーの協力により継続します。

⑤ 園内案内看板の維持

園内位置図が少ない区域に、公園内の位置情報として現在地を示す簡易看板を増設しています。今後もこれを配置することによって、緊急事態発生時の利用者安全誘導に役立てます。

⑥ 指針と教育

- a 事故や災害発生時に想定される事態について、対応・行動イメージをシミュレーションすることができるよう、対応フロー、緊急時連絡網、緊急処理体制表、危機対策指針を備え、随時確認します。
- b スタッフの危機管理対応能力の向上を図るため、危機に関する知識や対処法を習得する研修や定期的な訓練を実施します。

⑦ 連携と意識啓発

- a 当公園では、西消防署等と連携し、防災 PR イベントの開催を企画し、公園利用者や近隣住民に防災意識の共有・啓発を図り、公園を含む地域が一体となった防災の意識づくりに努めます。
- b 西区防火管理者協議会が発行する火災予防のポスターを掲示するなど、スタッフと市民の意識啓発に努めます。

① 負傷者等の救護・処置

- a 負傷者や病人が発生した場合は、その救護を最優先に、スタッフが応急措置を行います。また、必要に応じて、消防への通報と病院への搬送補助を行い、家族等へ連絡します。
- b 警報等が発令され、災害の発生が想定される場合には、「災害時対応フロー」に基づき、状況に応じて「災害対策本部」を当協会事務局又は両公園内に設置し、関係各所への連絡と当協会への応援要請を迅速に行います。
- c 災害発生時には、札幌市及び管轄の警察・消防・病院等関係機関への迅速、確実な連絡と協力要請を行います。また、状況に応じて当協会事務局スタッフや他公園スタッフへ支援要請を行います。（緊急時連絡系統及び対応フロー、緊急連絡網参照）
- d 全道的・全市的な被災がある場合には、北海道庁や札幌市役所等により設置される災害対策本部への協力体制を整えます。
- e 大気中のPM2.5の濃度が基準値を超えて警報が発令された場合は、ホームページや園内放送、掲示板等を使用し、公園利用者に速やかな情報発信を行います。

② 避難・誘導

- a 自然災害（台風、大雨、洪水、大雪、暴風等）については、インターネット等で最新の気象情報を収集し、公園利用者の安全を最優先として、適宜園内を巡回し、避難誘導を行います。また、強風で飛ばされる危険性のある看板等の撤去・固定や、倒木・落枝が想定される区域への立入禁止など必要な措置を講じます。
- b 公園に隣接して流れる琴似発寒川の増水が想定される場合は、河川事務所や札幌市と連絡を密に行い、人員が必要となる場合は、当協会事務局スタッフや他公園スタッフに支援要請を行い、対応します。
- c 両公園はともに、札幌市危機管理対策室が発行する「札幌市洪水ハザードマップ」内の浸水想定区域に位置しています。そのため、大雨・洪水による被災が予想される場合には、公園利用者の安全を最優先し、園内放送等による情報提供と避難誘導を行います。
- d 落雷発生時には、園内放送等により公園利用者に周知するとともに、公園内建物への一時避難を呼びかけます。
- e 万一、建物で火災が発生した場合は、常駐スタッフが利用者を迅速に安全な場所に避難誘導します。

③ 施設等の措置・復旧

- a 事故発生後は、被害の拡大・後発事故を防ぐために施設の使用中止・立入禁止等、適切な措置を講じます。また、指定管理者で対応可能なものは、速やかに復旧、修理します。
- b 強風や降雪時に、倒木・枝折れ等があった場合は、直ちに撤去・応急処置を行うほか、必要に応じて立入禁止とします。

c 大規模な修繕・改修等が必要な場合は、札幌市と協議し対策を講じます。

④ 被害防止、二次災害の防止

a 災害発生時の広域避難場所に指定されている当公園では、救護活動はもとより、日常から公園内の点検を行い、周辺住民の避難場所として札幌市や管轄の警察・消防・病院等関係機関と協力して、安全の確保と被害の拡大防止に努めます。

発寒西陵公園は、一時避難場所に指定されており、災害時には、当公園と同様に活動し、安全確保と被害の拡大防止に努めます。

b 台風・降雪・洪水・落雷等により被災し、二次災害を招くおそれがある場合は、天候や災害の収束状況を見極めた上で復旧にあたります。

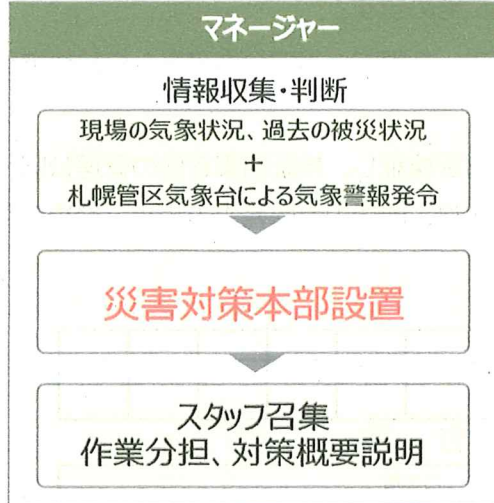
c 災害の残存物による被害が生じないよう、必要に応じて立入禁止措置を講じた上で、早期の利用回復を目指します。

⑤ 責任ある対応

公園内で負傷者等が発生した場合は、誠意と責任をもって負傷者への対応にあたります。また損害賠償が必要な場合には、保険会社とともに迅速かつ誠実に対応します。

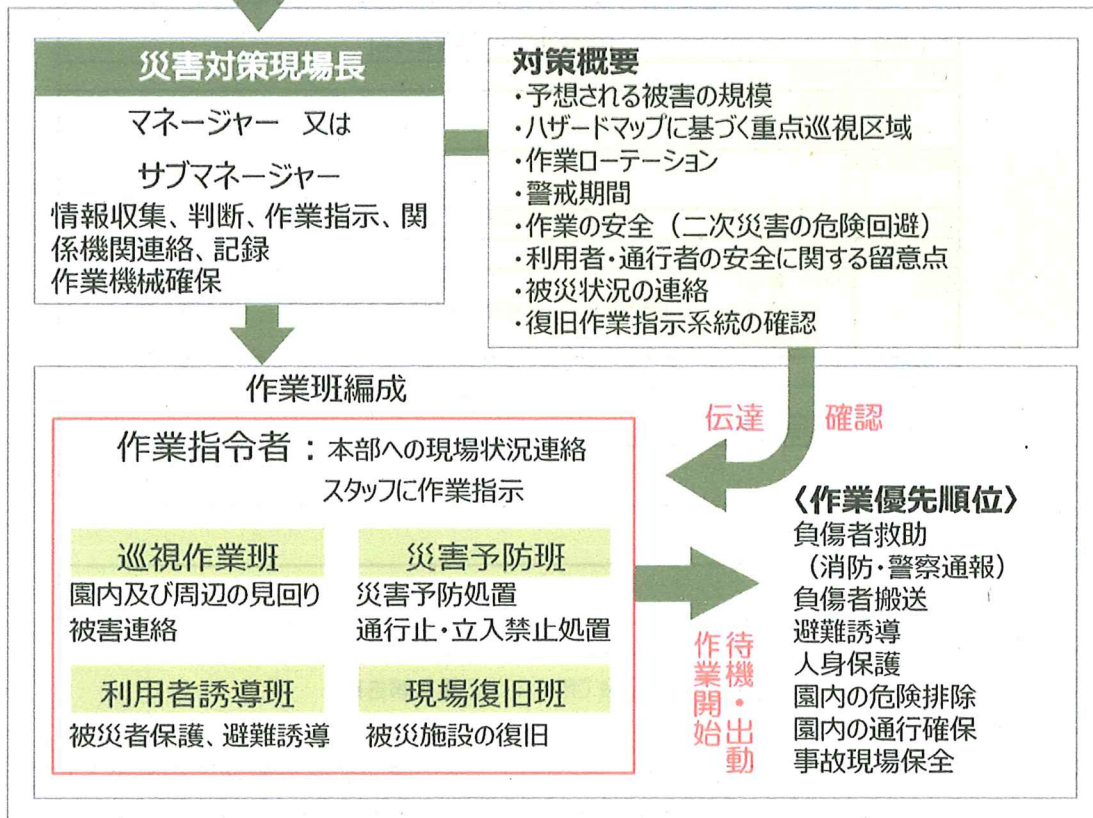
災害時対応フロー

災害時対応フロー



| 警報基準（令和3年6月8日現在） | | |
|------------------|---------------------------|-------|
| 大雨（浸水害） | 表面雨量 指数基準 [※] | 13 |
| 大雨（土砂災害） | 土壌雨量 指数基準 [※] | 131 |
| 大雪 | 12時間 | 40cm |
| | 6時間 | 30cm |
| 暴風 | 平均速度 | 18m/s |
| 暴風雪 | 平均速度 | 16m/s |
| | 雪による視程障害を伴う | |
| 震度速報 | 震度 | 3以上 |
| 緊急地震速報 | 震度 | 5弱以上 |

※表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。
※土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。



原因究明 検証作業

記録：被害処理、樹木等の被害調査書の作成、ハザードマップ記載
報告：事故報告書作成
検証：原因を基に、被害軽減策、被災予防措置の改善

再発防止対策

① 原因究明・検証

- a 万一、事故が発生した場合は、その原因を徹底的に究明・検証し、必要に応じて施設・設備・案内等を改善し、再発防止に努めます。
- b 当協会の「事故報告書」の様式を使って、札幌市と当協会事務局へ事故や被災状況を迅速に報告します。
- c 安全衛生委員会では、事故の対応・処置を検証し、検証結果を他の管理公園・施設とも情報共有し、予防措置の改善等により、同様の事故発生の防止に努めます。

| | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

事 故 報 告 書

No.

| | | |
|---|--|---|
| 発生日時 | <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後 | |
| 発生場所 | 施設名 | |
| 被災者 | 区分 | <input checked="" type="checkbox"/> 市民 <input type="checkbox"/> 職員 <input type="checkbox"/> その他 |
| | 住所 | <input checked="" type="checkbox"/> 札幌市 <input type="checkbox"/> その他 |
| | 氏名 | 年齢 保護者氏名 |
| 被害/けかの状況 | | |
| <input type="checkbox"/> 通院 病院名 | | 電話 |
| <input type="checkbox"/> 入院 薬局名 | | 電話 |
| 事故発生状況 | | |
| 第1対応者 | 最終対応者 | |
| 保険適用 | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | |
| 物損 | <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし | |
| | <input type="checkbox"/> 公園備品 <input type="checkbox"/> 財回備品 <input type="checkbox"/> 利用者所有物 <input type="checkbox"/> リース物件 <input type="checkbox"/> 設置者備品 <input type="checkbox"/> その他 | |
| | 損害物品名 | |
| 概算損害額 | 千円 | 保険 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 届済み <input checked="" type="checkbox"/> 未届 <input type="checkbox"/> 不届 |
| 札幌市への第一報告 <input checked="" type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 済 正規報告書 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/> 要 | | |
| 対応・処置経過 | | |
| 反省点 | | |
| 今後の対策/結果 | | |
| 報告年月日 | 報告者 | |

当協会にて用いている事故報告書

② 履歴の蓄積

- a 施設・設備等で事故が発生したときは、破損箇所や修繕箇所等を履歴として記録し、再発防止と類似事故の未然防止及び効率的な管理・運営のために生かします。
- b 自然災害等による被災状況・被災箇所等も同様に記録し、未然防止策・被害軽減策・災害に強い施設体制づくりに生かします。

(3) -4 消防法への対応

① 消防用設備点検の実施

当公園屋内広場（床延べ面積 4,545.9 m²）は、防火対象物に指定されているため、設置する消防用設備等は消防設備士等の有資格者が点検し、その結果は所轄の西消防署に報告します。また、防火対象物の防火管理業務を担う防火管理者を選任します。

② 消防訓練の実施等

両公園で働く全スタッフを対象に、年2回の消防訓練を実施します。

また、消防計画に基づき、公園スタッフ全員による自衛消防隊を編成し、毎年4月に通報・避難誘導の教育訓練を、そして8月には西消防署に届け出を行って、出火を想定した総合訓練（119番通報、避難誘導、屋内消火栓の放水、訓練用消火器による消火等）を外部講師の指導の下で実施します。

こうした訓練や点検を確実にを行い、園内で想定される様々な事故や災害を未然に防ぐことに努めます。万一、発生した場合は、被害を最小限にとどめ、公園利用者と地域住民の安全・安心の確保に努めます。

4 事業の計画及び実施に関する業務の実施内容

(1) 都市公園の利用促進に関する取組と実施計画

(1) - 1 取組の基本的考え方

当公園は、西区の運動公園であり、交通コーナー、トンカチ広場、ちゃびちゃび広場等の体験型施設を有する子どもたちに人気の公園です。さらに令和5年度には道内初のインクルーシブ遊具広場がオープンを予定するなど、札幌市内外から注目を集めております。また、発寒西陵公園は、地域住民から愛され大切にされており、地域のイベントやスポーツ、幼児の遊び場として幅広く活用されている公園です。

当協会は、公園の特徴を踏まえて、公園の使命・設置目的に沿った管理運営計画を策定し、マネジメントの視点に立った効果的・効率的な管理運営に努めています。また、住民サービスと福祉の向上のため、公共の財産である公園の価値と魅力を一層高めることに意を用いています。

両公園では、これらを踏まえて、「広報」、「市民協働・地域との連携」、「利用促進事業」について、高いレベルで要求水準を達成すべく、次のとおり取り組みます

(1) - 2 具体的な取組の実実施計画

広報

だれもが公園を利用できるよう、公園の利用機会を広く公平に提供するため、また、公園と実施事業等の認知度を高め、施設の有効利用と利用促進を図るため、次のような広報活動を効果的・効率的に行います。

① インターネットの活用

平成18年度の指定管理業務の開始に合わせて開設した当公園の公式ホームページでは、公園の基本情報のほか、イベントなどのタイムリーな情報の提供に努めてきました。その結果、毎年10万件を超えるアクセス数を得ており、現在では当公園の情報を得る手段として確実に定着しています。

このことから、引き続き当公園の公式ホームページを活用して、基本的な利用情報、工事情報のほか、イベント情報、サクラの開花状況・紅葉状況等、四季の魅力について、より分かりやすく、タイムリーに発信します。併せて、発寒西陵公園のホームページでも、サクラの開花状況・紅葉状況等を中心に、利用促進につながる有意義な情報の発信に努めます。

また、近年利用者数が増加するスマートフォンやタブレットなどのモバイル端末に対応すべく、パソコンとスマートフォン両方に対応可能なレスポンシブウェブデザインの導入を検討します。

さらに、高齢者や障がい者などに向けて、ウェブアクセシビリティを配慮したホームページの作成に取り組み、誰もが容易に情報を得られるよう努めます。

② 印刷物の活用

当公園屋内広場をはじめとする施設の利用促進を図るため、定期的に施設利用情報等を記載した広報誌「農試公園だより」を作成し、市内各施設及び近隣の町内会等への配布を継続します。

また、公園の認知度を一層高めるため、基本情報等を記載したオリジナルリーフレットを作成し、引き続き市内各施設で配布します。

そのほか、公園での大規模イベント開催時は、事前にチラシやポスター等を作成して区内の要所に掲示して広く情報提供を行い、利用促進を図ります。

③ パブリシティの活用

公園でのイベントや最新情報等広く提供するため、広報誌や地域のミニコミ紙等を活用していきます。

④ 地域との連携による情報発信

地域との連携と協力を維持・発展させ、公園に関わる情報を町内会の回覧板等を通じて発信していきます。また、イベント開催時には協力相手先や取引先にも発信を依頼するなど、当協会が参加する協議会等とも連携して取り組みます。

市民協働・地域との連携

① ボランティアコーディネーターの配置

公園における多様な市民参加と活動を支援するため、専属のボランティアコーディネーターを1名配置します。これにより、新たなボランティア活動の芽を育むとともに、これまで当協会とともに歩んできたボランティアの活動をより充実・発展させます。

② ボランティアの活動及びその支援等

・「カポック」(花とみどりの活動)

ガーデニングボランティアを養成する「さっぽろ緑花園芸学校」(当協会主催)の修生と地域住民とにより、当公園の植物管理を通して、公園利用者に美しい景観と安らぎの場を提供することを目的に立ち上げられ、平成24年度から活動しています。大小500鉢を超えるサンルーム内の観葉植物の管理のほか、屋外の花壇についても、当協会と連携・協力して管理しています。今後も持続的な活動ができるようにサポートします。

③ その他市民協働及び協力等

・「札幌市ゲートボール連合」

当公園ゲートボールコートを利用する愛好家の方々とともに、ゲートボール競技の普及、コート維持、大会の運営等を連携・協力して行っています。ボランティア活動を通して生まれる充実感ややりがいなど、心身の健康づくりの一助となるようサポートしま

す。

・「農試公園ペタンク愛好会」

当公園におけるペタンク競技の普及・啓発、ペタンクコートの維持のほか、当公園内でのペタンク競技会の開催を連携・協力して行うほか、初心者体験会などの普及活動に協力します。

④ 関係団体及び市民との連携・協力

・「自転車安全教室」の開催

当公園では、北海道警察交通企画課、西警察署、西区交通指導委員会と連携・協力して、自転車利用者の交通事故防止のほか、交通ルールの周知とマナーの向上を図るため、交通コーナーと屋内広場アリーナを活用した講習会を開催しています。自転車の様々な事故が懸念される昨今、参加者も増加傾向にあり、今後も市民ニーズに則した内容となるよう、関係機関と連携して開催します。

・「八軒まちづくり協議会」への参加

当公園の所在地である西区八軒では、町内会や自治会（八軒連合町内会）が中心となって、「誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり」を進めるために組織された「八軒まちづくり協議会」が運営されています。当協会では、本協議会に平成29年4月から加入し、積極的に協議会と連携を図りながら、地域の防犯・防災力の強化、市民協働の活性化に努めています。今後も引き続き関係を強化して、地域の公園として役割を果たしていきたいと考えております。

・「札幌市青少年育成協議会」の参加

子ども達の健全な育成に関する実践活動を推進するために組織されている札幌市青少年育成委員会と積極的に連携し、子ども達の安全・安心な遊び場の確保、両公園及び近隣地域の防犯強化を図ります。また、より多角的な視点で公園の安全管理を行うために、委員会スタッフによる園内の定期的なパトロールやモニタリングを実施していただき、その結果を管理運営に反映するように努めます。

・「札幌市身体障害者福祉協会」との連携

当公園が、札幌市初のインクルーシブ公園として、より有効かつ適切に利用されるよう、福祉の観点から様々な助言や提案をいただきます。また、地域や近隣小学校とも連携してユニバーサル遊具についての講習会を開催するなど「インクルーシブ」に対する理解を深め、誰もが楽しく遊び利用することができるような取組を進めます。

・近隣小学校との連携

当公園周辺では、公園利用者を含む多数の車両が不法に駐車し、交通障害を招いたことがあるため、西警察署と相談して、当協会が近隣の住民と協力してプランターに花を植え、歩道沿いに設置する、取組を行い不法駐車車の排除に成功しました。

引き続き周辺地域の交通環境の改善だけでなく、良好な景観づくりと児童生徒への

緑化啓発、多様な連携を進める観点から、八軒西小学校やボランティアと協力して取組を継続します。

・ 発寒西陵公園における地域との連携

発寒西陵公園では、町内会からの要請を受けて地域のお祭りに協力するなど、積極的な関わりを強めています。今後も引き続き良好な関係を維持していきたいと考えます。

利用促進事業

当公園では、運動公園としての設置目的に沿った施設の活用促進を図るため、健康やスポーツを切り口とした各種の事業を、各団体や個人の有志（スポーツ推進団体、スポーツ同好会、スポーツ店、インストラクター等）との連携・協力により開催します。

また、公園の特徴を生かした遊びや学びなど、多様な事業（プレーパーク、夏・秋まつり、園芸等講習会、クラフト教室、ネイチャーゲーム、観察会、昔遊び教室、コンサート、防災訓練等）を、市民団体やボランティア、近隣町内会、地元企業等との連携・協力による開催を計画します。

① 各種ウォーキング講習会

健康づくりと体力増進を目的として、広い園内を活用し、誰でも参加できる各種ウォーキング教室を開催します。

また、参加者から好評をいただいているノルディックウォーキング講習会については、現在西区から受託しているノルディックウォーキング普及事業をさらに拡大し、更なるレベルアップを図れる上級者教室を企画します。

さらに、両公園を発着点として、敷地脇を流れる琴似発寒川と一体化したランニング・ジョギングコースを設定し、スポーツ利用の活性化を図ります。

② 障がい者スポーツ体験会

障がい者が安心してスポーツに親しむ機会をつくるため、障がい者を対象としたスポーツ教室・体験会の実施を検討します。

③ かけっこ教室

小学生を対象に、短距離走で速く走ることができるコツ（フォーム、練習法）を学べる講習会を、運動会前の時期を中心に開催します。

④ サッカー、タグラグビー教室

団体スポーツによる楽しさの享受と健全な精神を育むため、小学生を対象とした教室を開催します。

⑤ 初めての〇〇教室

子ども達のスポーツ参加のきっかけづくりと公園利用の活性化等を目的に、「初めての〇〇教室」と題した各種初心者向けプログラムを実施します。

・初めての自転車教室

補助輪を外して安全に自転車に乗ることができるよう、幼児や小学校低学年の児童を対象として実施します。また、併せて交通ルールを学ぶ講習会も実施します。

⑥ 冬季アクティビティの推進

冬季の屋内広場では、ペタンクなど室内でも楽しめるスポーツや屋外では雪合戦やスノーラフティングなど、冬でも安全で楽しい公園利用の機会を提供します。

・歩くスキー講習会

冬の運動不足を解消し、健康と体力の増進を図ることを目的として、広い園内を活用した歩くスキーコースを巡る、初心者向け講習会を実施します。

[文化系イベント]

① スノーキャンドルの作製・点灯

阪神淡路大震災の追悼の一環として始まった「冬のまちにスノーキャンドルの灯りをともそう！」は札幌市内の公園等で地域住民と協働でスノーキャンドルを作製し、点灯するイベントに当公園も参加・開催します。

② クラフト講習

園内で採れた木の実、剪定枝、つる等を使って、誰でも楽しく簡単にできるクラフト講座やクリスマス・お正月向けのリースづくり講習会等を開催します。

③ 木工作ワークショップ

子ども達にもものづくりの楽しさを伝え、工作を通じて親子の絆を深めることを目的として、小学生・幼稚園児と保護者を対象とした木工作のワークショップを、当公園トンカチ広場で月1回実施します。

④ 伝承遊びの普及

古くからの遊びを伝え、子ども達と親・祖父母世代との交流のために、竹馬、竹とんぼ、竹笛、凧揚等で遊ぶことができる機会を提供します。

⑤ 季節のまつり

夏・秋に、地域住民参加型のまつりを開催し、公園の利用促進、地域の賑わい・交流機会の創出を図ります。まつりでは、自然素材を使ったクラフト体験や誰でも簡単に参加できるゲームコーナーなど、家族そろって楽しめる、様々な体験型の企画を立案します。

[自然系イベント]

① 園芸講習会

北国札幌の気候条件に適した植物の栽培講習会や冬囲いの実技講習会等を開催します。

② 身近な自然の観察会・調査会

公園に棲む昆虫や動植物の観察会を行い身近な自然に存在する新たな体験を伝えます。

③ ウッドチップや間伐材の配布

公園内の落ち葉を集めてつくった腐葉土や除間伐材等を、札幌市と協議の上、市民に配布します。

[プレーパーク事業]

当公園では、自由に屋外で遊ぶ場をプレーパークという形で提供し、子ども達に外遊びの楽しさを体験・体感してもらいます。これにより、様々な地域や年齢の子ども達が集うことで、見知らぬ子同士が自主的に遊びを考えることにより、コミュニケーション能力を高め「友達の輪」を広げていきます。

夏は水遊び、冬には雪遊び等、季節に合わせた遊びの場を設け、子ども達が季節を感じ、その時期ならではの遊びや楽しみ方を見つけることができるよう企画します。また、自分の責任で自由に遊ぶことで、自主性や判断する力、工夫する楽しさを知り育むことができるよう、泥んこ遊び、ハンモックやターザンロープ、丸太切り、雪山滑りなど、子ども達が進んで楽しく参加できる環境を整えます。

なお、子ども達が安心して遊ぶためには、「見守る大人」の存在が不可欠であり、現在当協会では、プレーパークを実施するNPO団体等へ、プレーリーダーとしてスタッフを派遣しています。

また当公園では、プレーリーダーとして活動する人材を育成するための研修会や、プレーパークを広く市民に知ってもらうための出張プレーパークやプレーパーク出前講座、外部講師を迎えての講演会等を開催しており、今後も引き続き取り組んでいく考えです。

さらに当公園では、これまでに「忍者になって修行だ！」などのプレーパーク推進イベントを実施しており、今後もボランティア団体や地域の住民と連携して、安全で魅力的な外遊びの空間を提案し、元気にたくましく外遊びを楽しむ子ども達がたくさん集まり、笑顔があふれ歓声があがるよう、プレーパーク事業を推進したいと考えております。

[その他]

愛犬といっしょの公園散歩講座

犬のしつけを学び、公園利用のマナーを考える取組として、実践的な講座を開催します。

利用促進の指標と目標

利用促進のための取組の指標と目標は、次のとおりです。

利用促進の指標と目標

| 区分 | 指標 | 目標 |
|------------|-----------------------------------|------------------------------------|
| 広報 | ホームページによる情報発信（高頻度の更新、話題性のある情報提供等） | H29～R3 平均アクセス件数（10万件）の5%増(指定管理期間内) |
| 市民協働・地域連携 | 近隣教育機関との連携 | 年間で利用団体数 5%増 |
| | 花壇プランター植込 | 年2回 |
| | まちづくり協議会等との連携 | 年2回以上 |
| 利用 | 交通コーナー自転車貸出し | 利用者数3%増(指定管理期間内) |
| 利用 | トンカチ貸出し | 利用者数3%増(指定管理期間内) |
| ボランティアとの連携 | 屋内緑化ボランティア | 参加者 8名/月3回以上 |
| イベントの開催 | かけっこ教室 | 参加者 30人/回 年1回以上 |
| | インクルーシブ遊具体験会 | 参加者 50人/回 年1回以上 |
| | 交通安全教室 | 参加者 30人/回 年1回 |
| | はじめての自転車教室 | 参加者 10人/回 年2回以上 |
| | 小学生・高齢者自転車安全教室 | 参加者 20人/回 年1回以上 |
| | クラフト教室（リース4種・風鈴・門松） | 参加者 20人/回 年5回以上 |
| | 園芸講習会(苔玉・種まき・ハンギング等) | 参加者 20人/回 年4回以上 |
| | 園芸療法体験会 | 参加者 20人/回 |
| | ノルディックウォーキング講習会 | 参加者 30人/回 年1回以上 |
| | 初めてのスキー教室 | 参加者 10人/回 年1回 |
| | 歩くスキー講習会 | 参加者 10人/回 年1回 |
| | スノーキャンドルの灯りをともそう! | 参加者 50人/回 年1回 |
| | 忍者になって修行だ | 参加者 30人/回 年1回 |
| | 夏・秋まつり | 参加者 500人/回 年2回以上 |
| | ウッドチップや除間伐材の配布 | 配布者 100人/1回以上 |
| | 愛犬といっしょの公園散歩講座 | 参加者 20人/回指定管理期間中1回 |
| | 木工作ワークショップ | 参加者 20人/回 月1回 |
| | 障がい者スポーツ体験会 | 参加者 10人/回 年1回 |

令和5年度イベント・教室・講習会開催カレンダー（予定）

| | | |
|-----|--------|---|
| 5月 | 【講習会】 | ■ 凧づくり |
| | 【教室】 | ■ 初めての自転車教室 |
| 6月 | 【講習会】 | ■ ノルディックウォーキング講習会 |
| 7月 | 【講習会】 | ■ 小学生自転車安全教室 |
| | 【イベント】 | ■ のうし夏まつり |
| 8月 | 【講習会】 | ■ ノルディックウォーキング講習会 |
| 9月 | 【イベント】 | ■ のうし秋まつり |
| 10月 | 【講習会】 | ■ ノルディックウォーキング講習会 ■ ハロウィーンリースづくり ■ コキアの帯づくり |
| | 【イベント】 | ■ 忍者になって修行だ |
| 11月 | 【講習会】 | ■ クリスマスリースづくり |
| 12月 | 【講習会】 | ■ 正月飾りづくり |
| 1月 | 【講習会】 | ■ 新春凧づくり ■ 歩くスキー講習会 |
| | 【イベント】 | ■ スノーキャンドルの灯りをともそう! ■ わいわいタイヤチューブ |
| 2月 | 【講習会】 | ■ わいわいタイヤチューブ ■ 歩くスキー講習会 |
| 3月 | 【講習会】 | ■ ナチュラルリースづくり ■ わいわいタイヤチューブ |
| 通年 | 【教室】 | ■ のうしかけっこ・サッカースクール |

(2) マナー啓発に関する業務と実施計画

両公園におけるマナー啓発が必要な不法行為迷惑行為として、次の事項を想定し、それぞれに対策を講じます。

- ① 犬をノーリードで放すこと
- ② ごみのポイ捨てや不法投棄
- ③ 火気の使用
- ④ 草花・花木等の盗掘や折り取り
- ⑤ 公園内諸施設への落書き
- ⑥ 野生動物への餌付け
- ⑦ 公園内への飼育生物、外来生物等の遺棄
- ⑧ 自転車やバイク、自動車の放置
- ⑨ 禁止区域への自転車の乗り入れ
- ⑩ スケートボード、インラインスケート等の危険な滑走
- ⑪ 公園敷地内への雪の運び込み

(2) - 1 取組の基本方針

公園利用者や近隣住民に安全・安心・快適な環境を提供する上で、不法行為や迷惑行為の抑制は不可欠です。

そのためには、モラル・マナーの向上に対する意識の啓発が重要であり、口頭や看板等の掲示物により公園利用者に注意喚起の促進や、マナー啓発のイベントを行うことが基本的な取組になります。

一方、これとは別に、公園自体を常に美しい状態に保つことにより、その美しい状態を利用者等が自らの手で汚さない、荒らさないようにする意識を醸成することも、有効な手段であると考えます。

当協会では、利用者にその意図を理解していただけるよう、両公園の景観・美観の維持に努め、職員の態度・行動や公園施設の状態などの目に見える形で示します。その上で様々な不法行為・迷惑行為への対策を行っていきます。

また、公園利用者との相互コミュニケーションや地域コミュニティとの連携を強化していくことで、当公園への愛着心を高め、長い目で見て不法行為・迷惑行為を減らすことにつなげていきます。

(2) - 2 具体的な取組の実施計画

マナー啓発に関する具体的な取組内容は、以下のとおりです。

不法行為・迷惑行為抑制のための備え

① 公園利用に関する意識啓発

ホームページ、掲示板、注意看板等で、禁止行為の具体例とその理由を明確に表示し、市民や利用者への理解を促します。

また、不法行為の禁止を訴えるだけでなく、マナー向上の意識啓発活動として、キャンペーン活動やマナーの向上に取り組み、公共空間の利用に対する意識改善に努めます。

② 公園の美観維持と声かけ

公園内の巡視や清掃を行う際には、ベンチ等の施設や遊具の汚れ・破損の有無等を確認するほか、ごみの散乱やトイレの汚れなどにも留意して園内の美観を確保し、マナーやモラル低下の誘発要素があれば迅速な解消に努めます。

また、巡視や管理作業の際は、「あいさつ」や「声かけ」により利用者とのコミュニケーションを積極的に図るなど、親しみのある公園管理に努め、公園を見守る「人の目」の確保につなげます。

マナー啓発の取組

日常の巡視で禁止行為・危険行為等を発見した場合は、注意、指導を行います。その後、改善されない場合は、看板などで啓発を図るとともに、所轄の警察や関係機関と協議し、対策を講じます。

個別の事案に対しては、それぞれ次のとおり取り組みます。

① 犬の飼い主への啓発と働きかけ

他の多くの公園と同様、両公園でも条例で禁止されている 2メートル以上のリードやノーリードでの犬の立入り、フンの始末をしない飼い主が見られます。そのため、看板、ホームページ等による周知のほか、園内巡視時の「声かけ」による啓発を行い、理解を求め、飼い主と犬を飼わない方の双方が公園を快適に利用できる環境づくりに努めます。

このほか、同様の趣旨で NPO 法人主催のマナー啓発キャンペーンへの参加や、指定管理期間中に当公園で 1 回、(公社)日本愛玩動物協会北海道支部等との共催で「愛犬といっしょの公園散歩講座」(P.116)を開催します。

② ごみのポイ捨て、不法投棄の防止対策

スタッフは、巡視や管理作業時にごみ袋を携帯して目についたごみをその場で処理するなど、ポイ捨てを誘発しない環境づくりに努めます。

また、樹林内へのごみの不法投棄対策として、日常の巡視を強化し、投棄ごみを発見した場合は、速やかに警察に通報します。

③ 火気使用の防止

禁止されている火気（バーベキュー、花火等）の使用について、持込み等を発見した際には注意し、公園内は火気の使用が禁止であることを説明します。

④ 草花・花木等の盗掘・折り取りの防止

草花の持ち去りや花の折り取りを発見した場合は、こうした行為を止めるよう、看板の設置やホームページ等で呼びかけます。また、行為者を確認した際は、公園内で植物採取ができないことを説明します。

⑤ 公園内諸施設への落書きや破壊行為の防止対策

公園内施設への落書きや破壊行為があった場合には、被害拡大を抑えるために早期の修復を行います。悪質な破壊行為や落書きに対しては、定点カメラの設置などで抑止を図るとともに、札幌市に報告の上、警察に被害届を提出するなどします。

⑥ 野生動物の餌付けへの対応

園内で餌付け行為を確認したときは、野生生物への悪影響や、残餌やフン等による美観・衛生の問題などについて説明し、行為をやめていただくようお願いします。

また、カラスの繁殖期は親ガラスが攻撃的になるため、公園利用者にカラスの生態についての情報提供を行い、看板や声かけなどにより注意喚起し、迂回を呼びかけるなど被害の防止に努めます。このほか、園内で目撃されるキタキツネやカモ等の鳥類に対しては、感染症の危険性という面からも餌付けをしないよう注意を促します。

⑦ 公園内への飼育生物、外来生物等の遺棄への対応

カメ、ザリガニ、熱帯魚、その他の飼育生物や外来生物を園内に放置・遺棄する行為を両公園で確認したときは、周辺の生態系に対する悪影響について説明し、直ちに止めるよう説得します。また、趣旨については、ホームページ等により周知に努めます。

⑧ 放置自転車等への対応

駐車場や園内に放置された自転車・バイク・自動車については、移動依頼の札・貼り紙等を付けてから1週間経過後、メーカー、車体番号、盗難登録番号などについて管轄の警察署に照会するとともに、札幌市に報告します。

⑨ 制限区域への立入防止対策

自動車や自転車・バイクの乗入れ、利用者の立入り等の制限区域は、制限行為とその理由を園内看板への掲示とホームページへの掲載で周知します。また、違反者を発見した際は、公園スタッフが規則の遵守をお願いします。

⑩ スケートボード、インラインスケート対策

スケートボード等の利用で施設の汚損、他の利用者への迷惑行為が確認されたときは、口頭で注意指導します。また、危険箇所には注意看板と定点カメラの設置（札幌市と協議の上）により抑止を図るなど、事故の未然防止に努めます。

⑪ 夜間の騒擾行為の防止対策

夜間の騒音（集団での放歌・談笑、大音量での音楽プレイヤーの使用、バイクの空ぶかし等）対策として注意看板等を掲示します。また、周辺住民等から苦情が出た場合には夜間に巡視を行うほか、該当事案の対象者に協力を呼びかけます。なお、事案によっては警察に対応を求めます。

⑫ 違法駐車等禁止行為への対策

公園内及びその周辺での違法駐車に対しては、看板設置、ホームページ掲載等のほか、必要に応じてチラシ等を作成配布するとともに園内放送で注意喚起します。

悪質な路上駐車に対しては、警察と連携を図るなど、適正な駐車を呼びかけるとともにパトロール強化を依頼します。

当公園では一般駐車場の混雑状況を常に把握し、必要に応じて多目的広場を臨時駐車場として開放し、違法駐車防止に努めており、今後も引き続き取り組んでいきます。

市民参加・地域協働によるマナー啓発、不法・違法行為抑制

① 両公園の美化活動

これまで当協会では、八軒連合町内会と協力し、当公園周辺と琴似発寒川の河川敷の清掃活動を毎年春と秋に行ってきました。今後も近隣の幼稚園・小学校・PTA 等にも参加を呼びかけて、地域の美化活動として推進していく計画です。また、発寒西陵公園については、発寒天狗町内会等に呼びかけて美化活動を推進したいと考えています。

② クリーンアップ農試公園プロジェクト

全道一斉ごみ拾い（ラブアース・クリーンアップ in 北海道）に参加するとともに、近隣の小学校・中学校・高校・大学等と連携し、校外学習や社会教育としての清掃ボランティア活動を積極的に受け入れ、当公園と発寒西陵公園をさらに身近に考えていただくきっかけとなるよう取り組みます。

5 利用者サービス等に関する取組

(1) 利用促進計画

(1) - 1 有料公園施設の利用促進基本方針

利用者サービスを含めた有料公園施設の利用を促進するための基本的な方針

当公園屋内広場、野球場、テニスコート及び発寒西陵公園テニスコートでは、平等利用を徹底し、安全で快適に利用いただける環境を提供します。そして、子どもから高齢者まで、また地域住民から広域にわたる利用者まで誰もが安全で快適に利用でき、何度も足を運びたいくなるような運動施設とするため、ホスピタリティ溢れる接客・おもてなしを行うとともに、施設のコンディションを常に良好な状態に保ちます。

そのために、スタッフにはマナー教育を行い、おもてなしの心と接客・接客能力を高め、運動施設に関する知識を向上させるなど、基本姿勢と必要な知見を高めて有料施設の利用促進につなげます。また、有料公園施設の案内をホームページで広く公開するとともに、機会をとらえてチラシ・ポスター等を配布し、効果的・効率的広報活動に努め利用促進を図ります。

利用者からの運営や施設等に関する苦情等は、迅速に対応します。一方、時間を要するものや大規模な改修が必要な場合などは、札幌市と協議して改善策を検討します。なお、苦情等については、申出者に可能な限り迅速に直接返答します。

施設管理については、当協会が管理する他公園の運動施設の管理運営ノウハウを生かして、常に安全で良好な状態に維持し、有料施設の利用促進を図ります。

① コンプライアンス

公園の管理運営に必要な関係法令を遵守し、公正な管理運営を行います。

② 利用者の平等・公平性の確保

a 公園の管理にあたっては、利用の平等と公平を尊重するとともに、誰もが等しく受益できるユニバーサルサービスを推進します。

b 誰もが等しく利用できるよう、偏りのない幅広い情報発信を行います。

③ 安全・安心な利用の確保

a 施設を適切に維持管理し、利用者の安全と安心を確保します。

b 安全・安心な利用のため、巡視や案内等、適切な運営を行います。

c 危険箇所の早期発見に努め、状況に応じて利用規制や立入規制を行うなど、適切に対応します。

d 防犯と防災対策は、地域と連携してしっかり取り組みます。

④ 住民福祉・お客様満足度の向上

a お客様からの意見等を管理運営に反映させ、満足度を向上させます。

b 情報公開を積極的に行い、説明責任を果たします。

c 市民参加・協働を推進し、町内会や学校など地域との連携を強め、地域活性化に貢

献します。

⑤ 快適性の確保

- a 花と緑を適正に管理し、美しい景観と誰もが心地よく利用できるオープンスペースを形成します。
- b 定期的な施設の保守点検、効果的な清掃などにより快適な利用を提供します。

⑥ 人材育成とホスピタリティの向上

接遇研修などによりスタッフの資質とホスピタリティの向上に努め、よりレベルの高いサービスの提供に努めます。

⑦ 設置目的、地域特性・利用特性等の最大限の発揮

- a 公園の設置目的、札幌市との協定に沿った管理運営を実践します。
- b 地域の要望や住民サービスの向上にも配慮して管理運営します。
- c 貴重な公共の財産として、施設の長寿命化など将来を見据えた管理運営を行います。

令和5年度年度利用料金収入目標（単位：千円）

| 農試公園 野球場 | 農試公園 硬式テニス | 農試公園 軟式テニス | 農試公園 屋内広場 | 発寒西陵 テニス | 照明料 | 合計 |
|-------------|---------------|---------------|--------------|-------------|-----|--------|
| 1,900 | 1,900 | 500 | 12,883 | 450 | 590 | 18,223 |

(1) - 2 業務計画の実施要領

基本方針に基づく具体的な業務計画の実施要領

《農試公園屋内広場》

屋内広場は一年を通して利用できる全天候型のスポーツ施設であり、土のグラウンドは多種多様な運動種目に対応した硬度調整と温度湿度調整等が不可欠で、高度な整備・管理技術が求められます。

これらのノウハウについて、当協会は、屋内広場供用開始以来約30年間にわたり管理・蓄積したデータと経験を生かし、利用者が安全・安心・快適に利用できる環境を常に提供します。

[利用料金・時間等]

- ① 屋内広場の利用料金は、札幌市都市公園条例の利用料金と同額に、また、利用時間は札幌市運動施設等管理規則と同様に設定します。
- ② 一年を通して、1日を午前（9:00～12:00）・午後（13:00～17:00）・夜間（18:00～21:00）の3つに区分して設定します。

農試公園 屋内広場アリーナ 使用時間・利用料金表

◎専用利用（単位：円）

| 利用区分 | 午前 | 午後 | 夜間 | 午前～午後 | 午後～夜間 | 午前～夜間 |
|------|----|----|----|-------|-------|-------|
|------|----|----|----|-------|-------|-------|

| | | | 9:00~12:00 | 13:00~17:00 | 18:00~21:00 | 9:00~17:00 | 13:00~21:00 | 9:00~21:00 |
|------|-----|-------|------------|-------------|-------------|------------|-------------|------------|
| 1/3面 | 平日 | 夏期利用料 | 3,730 | 5,560 | 7,430 | 9,260 | 13,030 | 16,700 |
| | | 冬期利用料 | 6,910 | 9,800 | 10,610 | 17,740 | 21,510 | 29,420 |
| | 土日祝 | 夏期利用料 | 4,480 | 6,680 | 8,920 | 11,120 | 15,640 | 20,040 |
| | | 冬期利用料 | 7,660 | 10,920 | 12,100 | 19,600 | 24,120 | 32,760 |
| 2/3面 | 平日 | 夏期利用料 | 7,460 | 11,130 | 14,860 | 18,530 | 26,060 | 33,400 |
| | | 冬期利用料 | 13,820 | 19,610 | 21,220 | 35,490 | 43,020 | 58,840 |
| | 土日祝 | 夏期利用料 | 8,960 | 13,360 | 17,840 | 22,240 | 31,820 | 40,080 |
| | | 冬期利用料 | 15,320 | 21,840 | 24,200 | 39,200 | 48,240 | 65,520 |
| 全面 | 平日 | 夏期利用料 | 11,200 | 16,700 | 22,300 | 27,800 | 39,100 | 50,100 |
| | | 冬期利用料 | 20,740 | 29,420 | 31,840 | 53,240 | 64,540 | 88,260 |
| | 土日祝 | 夏期利用料 | 13,440 | 20,040 | 26,760 | 33,360 | 46,920 | 60,120 |
| | | 冬期利用料 | 22,980 | 32,760 | 36,300 | 58,800 | 72,360 | 98,280 |

◎個人利用（単位：円）

| 利用区分 | 当日券（1回券） | 回数券（6枚綴） | 利用区分 |
|------------|----------|----------|---|
| 大人 | 390 | 1950 | 【午前】 9:00~12:00 【午後】 13:00~17:00 【夜間】 18:00~21:00 |
| 高校生 | 230 | 1150 | |
| 中学生以下 | 無料 | - | |
| 高齢者（65歳以上） | 130 | 650 | 券は区分ごとに1枚につき1回有効 |

【利用者サービス】

- ① 屋内広場の利用時間割やイベント情報等を載せた「農試公園だより」を定期的に発行するほか、ホームページに利用案内を掲載し、広く市民に公開します。
- ② 中学生以下は無料とします。
- ③ 小学生以下とファミリー層を対象とした、無料開放（保護者も無料）の「遊びの広場」（毎月2回）の設定を継続し、なわとび・竹馬・フラフープの用具を無料で貸し出します。また、新規の用具も積極的に導入し、親子が楽しく遊び、触れ合える場をつくりまします。
- ④ 屋内広場の玄関からアリーナまで、靴を履き替えることなく利用できるようにします。
- ⑤ 当協会のノウハウを生かして、利用者の足や膝に負担がかからないようアリーナの土の硬度調整・不陸整正・耕耘転圧等を実施し、利用者から大変好評を得ています。引き続き土壌データ等を分析しながら、質の高い快適なコンディションの創出に努めます。
- ⑥ 万一の利用者のケガ等に対応するため、必要な救急用品を常備します。
- ⑦ 屋内広場受付にご意見箱を設置し、利用者からの意見・要望を収集し、真摯な対応に努め、管理運営の改善に役立てます。

《農試公園野球場》

2つの野球場は、少年野球から社会人野球まで快適な環境でプレーすることができます。また、1面は夜間照明も備え幅広く利用されています。

【利用料金・使用時間】

野球場利用料金は札幌市都市公園条例の利用料金と同額に、また、利用時間は札幌市運動施設等管理規則と同様に設定します。

農試公園野球場利用時間・利用料金表

| 区分 | 利用期間 | 時間 | 利用料金(1時間) | 照明料(30分) |
|------|--------------|------------|-----------|----------|
| A 球場 | 4月20日～11月20日 | 5:00～20:00 | 1,200円 | 1,200円 |
| B 球場 | 4月20日～4月28日 | 5:00～17:00 | 1,200円 | 照明施設なし |
| | 4月29日～8月31日 | 5:00～19:00 | | |
| | 9月1日～9月30日 | 5:00～18:00 | | |
| | 10月1日～11月3日 | 5:00～17:00 | | |
| | 11月4日～11月20日 | 5:00～16:00 | | |

- ① 10月の体育の日は、無料開放します。
- ② ベースとラインカーと石灰の無料貸出しを継続します。
- ③ 外野の芝生は毎週刈込みを行い、常に良好な状態を保ちます。
- ④ 降雨後のグラウンドの水捌けについて、当協会独自の改善工法を考案・施行し、極めて良好な状態を保つとともに利用者から好評をいただいています。今後もさらに研究を重

ねて、グラウンド整備水準の向上に努めます。

- ⑤ 定期的に対面式の利用アンケートにより意見等を収集し、真摯な対応に努め、管理運営の改善に役立てます。

《農試公園テニスコート》

硬式コート2面、軟式コート2面は、ナイター照明も備わっていて、個人利用のほかテニスサークルやテニスクラブなどによる利用も盛んです。

[利用料金・利用時間]

テニスコートの利用料金は札幌市都市公園条例の利用料金と同額に、また、利用時間は札幌市運動施設等管理規則と同様に設定します。

農試公園テニスコート利用時間・利用料金表

| 区分 | 利用期間 | 利用時間 | 利用料金(1時間) | 照明料(30分) |
|----------|--------------|------------|-----------|----------|
| 軟式テニスコート | 4月20日～11月20日 | 7:00～20:00 | 390円 | 120円 |
| 硬式テニスコート | | | 640円 | |

[利用者サービス]

- ① 10月の体育の日は、無料開放します。
- ② 軟式コートのシーズン前の整備では、屋内広場の土の維持管理技術を応用して耕耘転圧等を行い、良好なコート状態に仕上げます。
- ③ 軟式コートの降雨後の水捌け状態を良くするため、これまで培ってきたノウハウを基に整備します。今後もさらに研究を重ねてコンディションの維持に努めます。
- ④ 定期的に対面式の利用アンケートにより意見等を収集し、真摯な対応に努め、管理運営の改善に役立てます。

《発寒西陵公園テニスコート》

発寒西陵公園の硬式コート2面は、自然に囲まれた静かな場所にあり、落ち着いてプレーできると利用者から好評をいただいています。

[利用料金・利用時間]

テニスコートの利用料金は、札幌市都市公園条例の利用料金と同額に、また、利用時間は、札幌市運動施設等管理規則と同様に設定します。

発寒西陵公園テニスコート利用時間・利用料金表

| 区分 | 利用期間 | 利用時間 | 利用料金(1時間) | 照明料(30分) |
|----------|-------------|------------|-----------|----------|
| 硬式テニスコート | 4月20日～4月28日 | 7:00～17:00 | 640円 | 照明施設なし |
| | 4月29日～8月31日 | 7:00～19:00 | | |
| | 9月1日～9月30日 | 7:00～18:00 | | |
| | 10月1日～9月30日 | 7:00～17:00 | | |

| | | | | |
|--|-------------|------------|--|--|
| | 11月4日～9月30日 | 7:00～16:00 | | |
|--|-------------|------------|--|--|

[利用者サービス]

- ① 10月の体育の日は、無料開放とします。
- ② 発寒西陵公園のテニスコートは、受付場所が当公園で離れているため、電話での予約受付や現地での料金精算など、利用者の利便を重視したサービスを継続します。
- ③ 定期的に対面式の利用アンケートにより意見等を収集し、真摯な対応に努め、管理運営の改善に役立てます。

(1) -3 年度別実施計画

〈有料施設の利用目標計画〉

[当公園屋内広場]

屋内広場における個人利用と専用利用（貸切）を比較すると、一般利用が10%、専用利用が90%となっています。また、個人利用と専用利用を合わせたコロナ禍前の平均年間利用者数は53,466人です。この数字を基準として、次期5年間で平均利用人数を2%増加させることを目標とします。

[農試公園野球場]

野球場の利用は天候に影響されますが、令和2～3年度の全面改修後も毎週2回の草刈りとグラウンド整備を実施し、降雨後の迅速な水抜き対応を行うなど地道なコンディション改善効果もあって、利用は増加傾向にあります。

コロナ禍前の平成29年度から平成31年（令和元年）度までの平均年間利用者数は25,675人です。この数字を基準として、次期5年間で利用人数・収入を2%増加させることを目標とします。

[農試公園・発寒西陵公園のテニスコート]

テニスコートの利用は、天候に大きく影響されますが、令和3～4年度の照明設備改修と駐車場の整備により利便性が向上したことで利用は増加傾向にあります。

コロナ禍前の平成29年度から平成31年（令和元年）度までの平均年間利用者数は農試公園軟式テニス4,720人・硬式テニス8,967人、発寒西陵公園テニス1,832人です。これらの数字を基準として、次期5年間でテニス施設全体の利用人数・収入を2%増加させることを目標とします。

(2) 自主事業への取組

両公園は、それぞれ素晴らしい立地条件に恵まれおり、当公園の西側には清涼な琴似発寒川が流れ、その周りは住宅街で、様々なスポーツ施設と多くの体験施設を備えた市民の憩いの場として、また子ども達が体験し学べる場として利用され多くの市民でにぎわっています。

これらの公園と周辺の特性を踏まえ、また、地域の団体や企業、関連団体、教育機関との協力・連携により、公園が有する資源を有効に活用して様々な利用者サービスとしての自主事業を企画・実施します。

季節に応じた体験型イベントやスポーツイベントを定期的を開催して公園利用のきっかけを提供し、利用者サービスの向上に努め、リピーターを増やすことにより公園の利用促進を図ります。

(2) - 1 取組の基本的な考え方

自主事業は、公園の特徴を生かして、その設置目的と効用を最大限に高めるよう、次の観点を基本として計画立案、実施します。これをベースに、幼児から高齢者まで幅広い層を対象として、お客様の目的やニーズに応じて魅力あるイベントやプログラムを提供します。

これら自主事業の実施時は、仕様書に記載された業務に影響が及ばないように計画するとともに、事前に札幌市に申請書を提出し、必ず承認を得た上で実施します。

なお、当協会が行う自主事業のうち、税法上の収益事業であげた利益は、公園の利用促進事業や広報活動など公益事業の管理運営経費に充当します。

① コンプライアンス

自主事業は、関連する諸法令を確認・遵守して計画立案します。

② 公平・平等

自主事業の周知と募集は、ホームページ、チラシ、農試公園だよりをはじめ、地下鉄掲示板への掲出などで広く周知し、参加機会の均等を確保します。

また、定員を超える応募があった場合には、抽選等により公平に決定します。

③ 安全体制の確保

イベントの実施時は、会場や使用備品等の点検をはじめ、事故防止を徹底します。また、事業毎に必要な人員を配置して、適切な利用指導を行います。

④ リーズナブルな価格設定

講習等の受講料やイベント参加料は、どなたでも気軽に参加・継続できるよう低価格に設定します。

⑤ ニーズに対応した事業

事業に対する意見や要望は、参加者からの聞き取りやアンケート、ご意見箱、電子メールなども利用して幅広く把握し、その後の事業に反映させます。

⑥ クオリティの確保

自主事業のカリキュラムや内容は、これまでの両公園の管理実績と、多くの公園を管理している経験を生かして立案します。また講師は、事業内容に応じて経験と知識の豊かな当公園スタッフが担当し、特殊な能力や知識を必要とするものについては外部講師を招聘するなどして、高いクオリティを確保します。

⑦ 地域やボランティア等との連携

比較的規模の大きなイベント事は、地域の団体や公園ボランティア・近隣の学校などとの協働・連携の可能性を検討するなど、地域や市民団体、公園ボランティアの活動の活性化にも努めます。

⑧ 事故発生時の対応

自主事業の実施に際しては、レクリエーション保険等に加入し万全を期します。万一、参加者がケガをするなどの事故が発生した場合は、迅速かつ誠意を持って対応します。

(2) -2 取組の具体的内容

① 各種体験イベント（公益事業）

リースづくり、凧作り教室等の各種体験イベントを開催します。実施時には、レクリエーション保険、材料代相当額として参加費を徴収します。

| 各種体験イベント（公益事業） | |
|----------------|-------------------|
| 実施時期/回数 | 数回/年 |
| 対象 | — |
| 連携団体 | イベントに応じて 令和5年度 |
| 収入予定金額 | 700,000円 |
| 支出予定金額 | 400,000円 |
| 収支予算 | 300,000円 |

② 公園の遊びかた教室（公益事業）

令和5年度に道内で初めてオープンする、障がいの有無にかかわらず誰もが遊べるインクルーシブ遊具での遊び方や、多様な人が集まる公園での利用マナーやルールなどについて勉強する機会を増やします。

| 公園利用教室（公益事業） | |
|--------------|---------------|
| 実施時期/回数 | 数回/年 |
| 対象 | 幼児、小学生、親子連れなど |
| 連携団体 | イベントに応じて |

③ 自転車交通安全教室（公益事業）

小学生を対象に、交通コーナーで交通ルールを学ぶ「自転車交通安全教室」を、小学生・高齢者を対象に、屋内広場内の自転車運転模擬コースを走行する実技試験と交通ルールの学科試験を行う「自転車事故防止推進教室」を開催します。

| 自転車交通安全教室（公益事業） | |
|-----------------|-------------------|
| 実施時期/回数 | 数回/年 |
| 対象 | 小学生、高齢者 |
| 連携団体 | 交通安全協会、西警察、北海道警察等 |

④ 初めての自転車教室（公益事業）

幼稚園年長から小学校低学年くらいの児童・生徒を対象とし、補助輪を外して自転車に乗ることを目標としたトレーニング教室を開催します。

| 初めての自転車教室（公益事業） | |
|-----------------|----------------|
| 実施時期/回数 | 数回/年 |
| 対象 | 幼稚園年長程度～小学校低学年 |
| 連携団体 | なし（直営） |
| 年次目標 | 令和5年度 |
| 収入予定金額 | 70,000円 |
| 支出予定金額 | 3,000円 |
| 収支予算 | 67,000円 |

⑤ 園芸講習会（公益事業）

当協会スタッフの知識と技術を生かして、北国札幌の気候条件に適した園芸講習会を行い、教材として植物等と分かりやすいテキスト等を配布します。

| 園芸講習会（公益事業） | |
|-------------|------------------------|
| 実施時期/回数 | 数回/年 |
| 対象 | 市民・近郊に住む方 |
| 連携団体 | 当協会スタッフ、ボランティア団体「カポック」 |
| | 令和5年度 |
| 収入予定金額 | 30,000円 |
| 支出予定金額 | 20,000円 |
| 収支予算 | 10,000円 |

⑥ スポーツ教室（公益事業）

小中学生等を対象に、一流の指導者やプロスポーツ選手等を招いて各種スポーツ教室を開催し、スポーツ利用の増進を図ります。

| スポーツ教室（公益事業） | |
|--------------|----------|
| 実施時期/回数 | 数回/年 |
| 対象 | 小中学生 |
| 連携団体 | イベントによる |
| | 令和5年度 |
| 収入予定金額 | 960,000円 |
| 支出予定金額 | 900,000円 |
| 収支予算 | 60,000円 |

⑦ のうし夏・秋まつり（公益事業）

近隣町内会や地元企業、市民協議会等との協働により、幅広い層の参加を目指して季節のお祭りを企画、開催します。

- ・臨時売店の設置による産直品や工芸品等の販売、臨時移動販売車や直営売店での軽食、飲料サービス等
- ・工作・クラフト体験会、観察会、各種伝承伝統遊び、ネイチャーゲーム、冒険遊び、集団遊び、スタンプラリー、防災キャンペーン等

| のうしまつり（公益事業） | |
|--------------|-----------------|
| 実施時期/回数 | 2回/年 |
| 対象 | 来園者 |
| 連携団体 | 連合町内会、ボランティア団体等 |
| 年次目標 | 令和5年度 |
| 収入予定金額 | 650,000円 |
| 支出予定金額 | 300,000円 |
| 収支予算 | 350,000円 |

⑧ ベビーカーの貸出（公益事業）

子育て世代の快適な公園利用促進を目的に、ベビーカーを用意して無料で貸し出します。

| ベビーカーの貸出（公益事業） | |
|----------------|----------|
| 実施時期/回数 | 随時 |
| 対象 | 幼児連れの来園者 |

⑨ 遊戯広場売店出店（収益事業）

利用者の利便性向上を目的として、臨時売店を設置し、各種物品を販売します。（飲料水、アイス、タオル、ティッシュ、水遊び用紙おむつ等）

| 臨時売店出店（収益事業） | |
|--------------|-------------|
| 実施時期/回数 | 4月29日～11月4日 |
| 対象 | 来園者 |
| 年次目標 | 令和5年度 |
| 収入予定金額 | 100,000円 |
| 支出予定金額 | 80,000円 |
| 収支予算 | 20,000円 |

⑩ スポーツグッズの貸出（収益事業）

利用者の利便向上を図るため、屋内広場受付窓口で各種スポーツグッズを貸し出します。

【貸出物品】

テニスラケット、バドミントンセット、パークゴルフセット、ペタンクセット、歩くス

キーセット、野球用グローブ、ソリなど

| スポーツグッズの貸出（収益事業） | |
|------------------|------------|
| 実施時期/回数 | 4月1日～3月31日 |
| 対象 | スポーツ施設利用者 |
| 年次目標 | 令和5年度 |
| 収入予定金額 | 100,000円 |
| 支出予定金額 | 60,000円 |
| 収支予算 | 40,000円 |

⑪ 自動販売機の設置（収益事業）

公園利用者への利便提供のため、清涼飲料水の自動販売機（省エネルギー・防犯対応型）を設置します。屋内広場やちゅぷちゅぷ広場など利用者の多い場所を中心に設置します。これらは自販機設置事業者の協力により災害時に飲料水を市民に無償提供できる災害対応タイプを選定します。なお、ちゅぷちゅぷ広場に設置予定の自動販売機は、車いす利用者や小さな子どもでも利用可能なものを設置する考えです。

| 自動販売機の設置（収益事業） | |
|----------------|------------|
| 実施時期/回数 | 4月1日～3月31日 |
| 対象 | 利用者 |
| 年次目標 | 令和5年度※ |
| 収入予定金額 | 900,000円 |
| 支出予定金額 | 190,000円 |
| 収支予算 | 710,000円 |

年度別自主事業売上げ目標

業売上げ目標

（単位：千円）

| 項目 | 令和5年度 |
|------------|-------|
| 各種体験イベント | 700 |
| 公園の遊び方教室 | — |
| 自転車交通安全教室 | — |
| 初めての自転車教室 | 70 |
| 園芸講習会 | 30 |
| スポーツ教室 | 100 |
| のうしまつり | 650 |
| ベビーカーの貸出 | — |
| トンカチキットの販売 | — |
| 臨時売店出店 | 100 |

| | |
|------------|-------|
| スポーツグッズの貸出 | 100 |
| 自動販売機の設置 | 900 |
| 合 計 | 2,650 |

(3) 公園の課題把握及び理想像の実現

農試公園は、季節や天候にされないスポーツ施設として屋内広場が完成したことで、スポーツ、健康増進活動からレクリエーション、体育、行事、余暇活動などの場として多くの方々に利用されています。公園は造成から30年が経過し、樹木や施設の老朽化が進み、利用する人の年齢層や考えも多様化したことで、維持管理にかかる経費や利用ルールの細分化、利用者の要望苦情対応等にかかる時間などが増えてきました。また、最近では公園を訪れる家族から「小さい頃にここで自転車に乗れるようになった」、「昔は親に連れられて遊んだが、今度は自分が子どもを連れてきた」といった声を伺うことも多くなり、当公園が人々の思い出を残す場として、なるべく変わらない存在であることも必要と考えます。

農試公園は令和2年から令和6年にかけて大規模な改修が進められ、新たな歴史を刻んでいきますが、「変わるべきこと、変わらないこと」を把握したうえで当協会が考える当公園の理想像は次の通りです。

<理想像>

- ① 誰もが安心・安全に利用し、楽しめる空間であること
- ② 日常生活のなかで市民の運動機会を増やし、健康づくりの場として利用されること
- ③ 交流機会の拠点として利用され、来園者同士の理解を深める場となること
- ④ 遊びや体験を通して人との関係や社会のルールを学ぶ場となること

これらの理想像の実現に向けて下記の自主事業を行い、公園の魅力と価値を高め、利用促進を図っていきたいと考えます。

<自主事業の取組内容>

- ① 誰もが安心・安全に利用し、楽しめる空間であること

【公園のあそびかた教室など】

近隣の小学校や養護学校、近隣住民などを対象として、インクルーシブ遊具がどのような目的で設置されたのか、また、みんなが互いに気持ちよく遊ぶためのルール説明や、一般の子どもが車いすなどの体験をし、他の人を理解することなどを目的としたイベントを企画・開催します。

- ② 日常生活のなかで市民の運動機会を増やし、健康づくりの場として利用されること

【健康遊具の利用促進、スポーツ道具の貸し出し、散歩コース設定、ノルディックウォーキングの推進など】

公園を日常的に利用する中で良好な景観づくりと散歩コースの設定やウォーキング教室、道具の貸し出しなどを通じて、手軽に健康づくりが行える環境を整えます。

③ 交流機会の拠点として利用され、来園者同士の理解を深める場となること

【季節のおまつりの開催、各種園芸教室、伝承あそび体験、自転車安全教室、地域防災訓練の実施など】

近隣住民を対象としたお祭りや地域の防災訓練の会場として公園を活用することにより参加者同士や管理者との交流機会を増やします。また、個人・団体ともにターゲットを絞り、年間を通じた利用を促します。特にツインキャップの安定した利用確保のため、企業・団体・幼稚園・保育園等の行事や催事での利用を提案・PRします。

④ 遊びや体験を通して人との関係や社会のルールを学ぶ場となること

【初めての自転車教室、トンカチ広場、工作イベント、自然観察会、スポーツ教室など】

体験で得られることは書籍や web など得られる知識よりもはるかに多くのことを学ぶことができます。そのため、当公園では身体を動かし、人々との触れ合いによる実体験からの学びの機会を増やしていきます。

6 管理業務に付随する業務（施設ホームページのウェブアクセシビリティ確保）について

（1）既存サイトの継続使用によるアクセシビリティ確保

当協会の既存サイトで現在公開している当公園のホームページを、引き続き改善しながら運用するとともに、次のとおりウェブアクセシビリティの確保に努めます。

① 既に達成済みの適合レベル AA 準拠の維持・向上に向けた取組スケジュール

当公園のホームページについては、平成 29 年度に試験を行い、日本工業規格 JIS X 8341-3：2016 の適合レベル AA に準拠しています。

今後のウェブアクセシビリティの維持・向上に向けた取組としては、毎年4月に担当職員を対象としたアクセシビリティ講習を行うとともに、「NPO 法人手と手」や「公益社団法人札幌市視覚障害者福祉協会」等の福祉団体に定期的な検証を依頼し、意見・助言をいただき対応します。

② 新規ページ作成・ページ修正時におけるアクセシビリティ確保の方策

ページの新規作成時や修正時には、当協会で作成した「アクセシビリティマニュアル」に基づき適切に対応します。

③ 試験実施予定時期及び方法

既に公開しているホームページは試験実施済みですが、ホームページのリニューアルや JIS 規格の変更があった場合は、速やかに JIS X 8341-3：2016「附属書 JB（参考）試験方法」に基づいた試験を行い、結果を公開します。

④ アクセシビリティ維持・向上の取組（職員研修・利用者からの意見収集等）

上記①に示した対象職員へのアクセシビリティ講習や福祉団体からの意見聴取を行うほか、一般の利用者からも電子メール等で意見をいただけるよう、ホームページ上で案内します。

⑤ ウェブアクセシビリティの問題が発生した場合における対応方法等

ウェブアクセシビリティに関わる問題が発生した場合には、担当者を決めて情報を集約し、専門業者と連携を取って解決に向けて迅速に対応します。また、他公園、他ドメインにおいて同様の問題発生の恐れがある場合は、事前に対処します。

⑥ 過去のウェブアクセシビリティ対応実績

ウェブアクセシビリティ対応の実績としては、当公園をはじめ、当協会が管理運営する札幌市指定管理施設のすべてのホームページ、及び緑化協会のホームページにおいて、既に日本工業規格 JIS X 8341-3：2016 の適合レベル AA に準拠しています。

7 札幌市内の企業等の活用について

(1) 活用についての考え方

当協会では、物品の購入と外部への委託等については、札幌市内の企業・団体を優先的に活用しています。

(1) - 1 札幌市内の企業・団体を活用する理由

- 地域経済の発展に寄与するため。
- 優秀な技術、商品等をいち早く入手するため。
- 地域の高度な技術や優良製品等が市民の目に留まる機会となるため。
- 商品等の輸送時に排出されるCO₂の抑制に貢献するため。

次の優先事項を考慮して、当公園の管理において、適切な市内企業を選定し活用していきます。

(1) - 2 札幌市内の企業・団体の中での優先事項

- 福祉施策に積極的に取り組んでいる企業
- 環境に配慮した商品や技術を有している企業
- 福祉施設・団体等が生産する物品等の調達
- 地域の風土、素材、デザイン、特産等を生かした札幌らしい商品・サービス等の調達

(2) 活用に向けた具体的な取組

当協会では、上記の理由及び優先事項に適合する札幌市内の企業や商品等を適切に選定するために、次のとおり取り組みます。

- ① 当協会が管理する公園・施設間の情報を共有して、企業のコンプライアンス・信用力、業務の体制や実績等を総合的に見極めて事業者を選定するよう努めます。
- ② 商品の適正価格、品質、サービスの柔軟性等の要素についてよく検討して、管理経費の節減と適切な業務遂行に相応しいものを選びます。
- ③ 新聞、テレビ、インターネット、情報誌等により、札幌市内の企業や商品等の情報収集に努め、積極的な活用につなげます。
- ④ 札幌市中小企業振興条例の理念に則り、中小企業や個人経営者の受注機会を増やし、地域の商店などの活性化に努めます。
- ⑤ 「令和4年度札幌市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」の趣旨を理解し、障害者就労施設等からの物品・販売商品等の調達や業務の委託などの継続・拡大に努めます。

管理に係る収支計画書(様式4-2 令和5年度)

【農試公園等】

法人・団体名:公益財団法人札幌市公園緑化協会

| 科目 | 指定管理業務 | | | 自主事業 | | | | | 計 |
|------------|--------|--------|---------|--------|-----|-------|-----|-------|---------|
| | 管理費 | 事業費 | 小計 | 自主(公益) | 管理費 | 収益事業 | 管理費 | 小計 | |
| 収入 | | | | | | | | | |
| 指定管理費 | | | 79,704 | | | | | | 79,704 |
| 利用料金収入 | | | 18,223 | | | | | | 18,223 |
| その他収入 | | | | 2,410 | | 2,500 | | 4,910 | 4,910 |
| 収入計 | | | 97,927 | 2,410 | 0 | 2,500 | 0 | 4,910 | 102,837 |
| 支出 | | | | | | | | | |
| 人件費(職員費) | 4,400 | 19,847 | 24,247 | 0 | 58 | 0 | 143 | 201 | 24,448 |
| 人件費(臨職) | 47 | 24,058 | 24,105 | 0 | 1 | 0 | 4 | 5 | 24,110 |
| 旅費交通費 | 16 | 16 | 32 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | 34 |
| 通信運搬費 | 21 | 249 | 270 | 0 | 1 | 0 | 2 | 3 | 273 |
| 什器備品費 | 24 | 475 | 499 | 0 | 1 | 0 | 2 | 3 | 502 |
| 消耗品費 | 34 | 3,477 | 3,511 | 236 | 0 | 270 | 2 | 508 | 4,019 |
| 備品購入費 | 2 | 328 | 330 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 330 |
| 修繕費 | 8 | 3,748 | 3,756 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 3,757 |
| 原材料費 | 0 | 727 | 727 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 727 |
| 商品仕入費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 80 | 0 | 80 | 80 |
| 印刷製本費 | 7 | 115 | 122 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 123 |
| 被服費 | 1 | 180 | 181 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 181 |
| 燃料費 | 2 | 786 | 788 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 789 |
| 光熱水費 | 36 | 21,147 | 21,183 | 0 | 1 | 20 | 7 | 28 | 21,211 |
| 賃借料 | 245 | 1,146 | 1,391 | 0 | 5 | 0 | 17 | 22 | 1,413 |
| 保険料 | 2 | 561 | 563 | 155 | 0 | 0 | 0 | 155 | 718 |
| 諸謝金 | 88 | 0 | 88 | 30 | 1 | 0 | 6 | 37 | 125 |
| 租税公課 | 9 | 73 | 82 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | 84 |
| (預かり消費税分) | 445 | 4,391 | 4,836 | 0 | 6 | 0 | 15 | 21 | 4,857 |
| 支払負担金 | 43 | 110 | 153 | 0 | 1 | 0 | 3 | 4 | 157 |
| 支払助成金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 委託費 | 113 | 12,520 | 12,633 | 754 | 3 | 0 | 8 | 765 | 13,398 |
| 広告宣伝費 | 36 | 70 | 106 | 87 | 0 | 0 | 2 | 89 | 195 |
| 手数料支出 | 109 | 131 | 240 | 0 | 2 | 0 | 8 | 10 | 250 |
| 交際費 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 報償費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 雑費 | 15 | 23 | 38 | 150 | 0 | 52 | 1 | 203 | 241 |
| リース債務返済支出 | 0 | 46 | 46 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 46 |
| 支払利息 | 6 | 1 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7 |
| 寄附金支出 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 固定資産取得支出 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 報酬 | 13 | 0 | 13 | 129 | 0 | 0 | 1 | 130 | 143 |
| ソフトウェア使用料 | 15 | 177 | 192 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 193 |
| 講習・研修費 | 10 | 136 | 146 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 147 |
| 行政財産目的外使用料 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他() | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 支出計 | 5,748 | 94,538 | 100,286 | 1,541 | 82 | 422 | 228 | 2,273 | 102,559 |
| 収支 | | | -2,359 | 787 | | 1,850 | | 2,637 | 278 |
| 利益還元 | | | | | | | | 0 | 0 |
| 法人税等 | | | | | | | | | 278 |
| 当期純利益 | | | | | | | | | 0 |

※ 当初5年度分(R5~R9)の年度ごとの収支計画書を作成してください
 ※ それぞれの項欄について、必要に応じて小区分を設定しても構いません。
 ※ 行が足りない場合は、適宜追加してください。
 ※ 税込みで記載してください(以下、様式4-3から4-5まで同じ)。
 ※ 「利益還元」の項には、利益のうち還元額を記載してください。
 ※ 様式4-3から4-5までにより積算内容を記載してください。

令和5年度資金計画表
農試公園等

単位:千円

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 支出 | | | | | | | | | | | | | |
| 指定管理業務 | 8,357 | 8,357 | 8,357 | 8,357 | 8,357 | 8,357 | 8,357 | 8,357 | 8,357 | 8,357 | 8,357 | 8,359 | 100,286 |
| 自主事業費 | 213 | 213 | 213 | 213 | 213 | 213 | 213 | 212 | 212 | 212 | 212 | 212 | 2,551 |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 8,570 | 8,570 | 8,570 | 8,570 | 8,570 | 8,570 | 8,570 | 8,569 | 8,569 | 8,569 | 8,569 | 8,571 | 102,837 |
| 収入 | | | | | | | | | | | | | |
| 指定管理費 | 23,911 | | | 23,911 | | | 23,911 | | | 7,971 | | | 79,704 |
| 利用料金収入 | 1,519 | 1,519 | 1,519 | 1,519 | 1,519 | 1,519 | 1,519 | 1,519 | 1,519 | 1,519 | 1,519 | 1,514 | 18,223 |
| 自主事業収入 | 410 | 410 | 410 | 410 | 410 | 410 | 410 | 410 | 410 | 410 | 410 | 400 | 4,910 |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 25,840 | 1,929 | 1,929 | 25,840 | 1,929 | 1,929 | 25,840 | 1,929 | 1,929 | 9,900 | 1,929 | 1,914 | 102,837 |
| 収支差額 | 17,270 | -6,641 | -6,641 | 17,270 | -6,641 | -6,641 | 17,270 | -6,640 | -6,640 | 1,331 | -6,640 | -6,657 | 0 |
| 収支差額累計 | 17,270 | 10,629 | 3,988 | 21,258 | 14,617 | 7,976 | 25,246 | 18,606 | 11,966 | 13,297 | 6,657 | 0 | |

